

輸入豚肉を取り扱っている皆様へ

豚肉の輸入にあたっては、差額関税制度に基づき適正に手続きを行いましょう！

豚肉の差額関税制度はどのような制度でしょうか？

■ 豚肉の差額関税制度は、

- ① 輸入品の価格が低いときは、基準輸入価格に満たない部分を関税として徴収して国内養豚農家を保護する一方、
 - ② 価格が高いときには、低率な従価税を適用することにより、関税負担を軽減し、消費者の利益を図る
- という仕組みとなっており、需要者と国内生産者のバランスを図る上で重要な制度です。

なぜ、豚肉の差額関税制度が必要なのですか？

- この制度は、海外からの安価な豚肉の大量輸入による国内需給の混乱を防止することを目的として制定されたものであり、国内の需給及び価格の安定に寄与しています。
- このため、豚肉の輸入にあたっては、本制度に基づき適正に手続きを行っていただく必要があります。また、輸入豚肉を仕入れる際、適正な手続きにより輸入された豚肉であることを確認して下さい。

関税法に基づき、違反事件に対しては、10年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金※、またはこれらが併科されます。

※免れた関税額の10倍が1000万円を超える場合の罰金は情状により、1000万円を超え関税額の10倍に相当する金額以下となることがあります。

農林水産省としても、不適切な事案が確認された場合には、速やかに関係機関へ情報提供を行うこととしています。